

2014年4月14日

公正取引委員会北海道事務所  
所長 内野 雅美 様  
経済産業省 北海道経済産業局  
局長 増山 壽一 様

日本労働組合総連合会北海道連合会  
会長 工 藤 和 男

## 公正な取引慣行の実現に向けた要請について

貴職におかれましては、消費者の利益の確保に向けた日々のご尽力に敬意を表します。

さて連合では、2014 春季生活闘争において、中小企業の取引関係の改善と価格転嫁ができる社会の構築をめざし、特に1月からは消費税の価格転嫁拒否等の行為に関する通報窓口を開設するなど、取り組みを進めているところです。

「大規模小売業告示」(2005年11月1日)の施行、さらに改正独占禁止法(2010年1月1日、課徴金の罰則強化など)の施行により、法的な整備は進められてきていますが、連合構成組織であるUAゼンセンとフード連合が共同で実施した「取引慣行アンケート」によると、依然として不公正な取引が行われている実態が浮き彫りになっています。

貴職におかれましては、今年4月の消費税率引き上げに対応して、「転嫁対策調査官(転嫁Gメン)」を配置するなどの対策を取られているところではありますが、公正な取引慣行の実現に向けて改善がなされるよう、下記の点について特段の配慮をいただきますようお願いいたします。

### 記

1. 優越的地位の濫用等の行為に対する告発納入業者および告発者の保護ルールなどを明確にする。また、告発者に対する報復行為等が行われないように、その周知・指導・監視の強化を行う。
2. 「大規模小売業告示」の周知について、小売業者はもとより納入業者にも現場段階での周知の徹底をはかるとともに、不透明な慣行等の運用基準を明確にし、周知・指導する。
3. 不当な労務提供、押し付け販売、返品、協賛金など、「取引慣行アンケート」で明らかになった優越的地位の濫用行為の事例を踏まえ、小売業者などに対して適正な改善を図るよう指導するとともに、法令遵守の徹底を図る。
4. 消費税率引き上げに伴う買ったときや不当な利益提供の強制などが行われないよう、「消費税転嫁対策特別措置法」(2013年10月1日施行)の趣旨にもとづき、消費税の転嫁を阻害する行為への適切な指導、監視体制の強化により、適正な取引関係の確立に向けた市場環境の整備を行う。

以上